

# 「令和6年度 しゅうがくえんじょ 就学援助制度について」

さいたま市教育委員会

さいたま市では、小・中学校、中等教育学校（前期課程）へ通うお子さま、または入学予定のお子さまの学用品の購入や学校給食費の支払いでお困りのご家庭に対し、その費用の一部を援助しています。

援助を希望される場合は、このパンフレットをよくお読みになり、内容をご理解いただいたうえで申請してください。

なお、継続して援助を希望される場合でも、**毎年度申請が必要**になります。

## 1. 対象となるご家庭 《申請後に審査があります》

さいたま市に住所があり、小・中学校、中等教育学校（前期課程）へ通うお子さま、または入学予定のお子さまがいるご家庭で、**16歳以上（令和6年4月1日現在）のご家族全員**が、次の①～⑩のいずれかにあてはまる場合に対象となります。

なお、生活保護を受給しているご家庭を除きます。

対象となる理由	申請書に付ける必要書類	書類お問合せ先
① 生活保護の停止 または生活保護の廃止	停止:「生活保護受給証明書」の原本と「保護停止決定通知書」のコピー 廃止:「生活保護受給証明書」の原本	生活保護を受けていた区役所福祉課
② 市民税が非課税	「市民税・県民税 所得・課税(非課税)証明書」の原本 ※下記の年度が非課税であることが分かる証明書 令和6年6月7日(金)まで: 令和5年度 令和6年6月10日(月)以降: 令和5年度または令和6年度	市税事務所
③ 個人事業税の減免	「県税減免通知書」のコピー	県税事務所
④ 固定資産税の減免	「固定資産税・都市計画税減免決定通知書」のコピー	市税事務所
⑤ 国民年金保険料の免除	「国民年金保険料免除申請承認通知書」のコピー	年金事務所
⑥ 国民健康保険税の減免	「国民健康保険税減免決定通知書」のコピー	区役所保険年金課
⑦ 児童扶養手当を受給 (児童手当・特別児童扶養手当とは異なります)	「児童扶養手当証書」のコピー (または、「児童扶養手当証書保管証明書」の原本)	区役所支援課
⑧ 生活福祉資金の貸付を受けている	「生活福祉資金貸付決定通知書」のコピー	社会福祉協議会
⑨ 失業中で雇用保険受給資格がある	「雇用保険受給資格者証」のコピー	公共職業安定所 (ハローワーク)
⑩ ①～⑨以外で、生活保護にはならないが、経済的な理由によりお子さまを学校に通わせることが困難である	◎前年中の所得などがわかる書類(※未申告の方は認定できません) ○令和6年6月7日(金)までに申請する場合 <以下のいずれか(1年分のすべての収入が確認できるもの)> ※確定申告が必要な方については、確定申告書控としてください。 ・「令和5年分 確定申告書控(第一表・第二表)」のコピー ・「令和6年度分 市民税・県民税申告受付書」のコピー ・「令和5年分 源泉徴収票」のコピー ※個人番号(マイナンバー)が記載されている場合は、黒塗りにして見えないようにしてください。 ○令和6年6月10日(月)以降に申請する場合 ・「令和6年度 市民税・県民税 所得・課税(非課税)証明書(全部事項証明書)」の原本 ●賃貸物件にお住まいの場合(住宅ローンの返済は該当しません) 家賃・借主・貸主が確認できる「賃貸借契約書」のコピー ※申請日時時点で契約期間内の契約書(更新契約書を含む)のみ有効なものとして取り扱います。 (必須ではありませんが、提出された場合、審査で考慮されます)	◆源泉徴収票(給与の場合) ⇒勤務先 (年金の場合) ⇒年金事務所、企業年金連合会、企業年金基金等 ◆市民税・県民税 所得・課税(非課税)証明書(全部事項証明書) ⇒市税事務所

※口座振込による支給となるため、銀行名・支店名・口座番号が記載された通帳のコピーを添付してください。

- ※ ご家族全員の所得額の合計が、おおむね次の基準額以下の場合です。  
 ※ 家族の人数や年齢等により基準額が変わります。あくまでも目安としてご覧ください。

世帯人数	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
基準額 (所得額の世帯合計)	243万円	277万円	324万円	365万円	414万円

- ※ 所得額とは源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」、確定申告書の「所得金額合計」を参考にしてください。  
 ※ 育児休業給付金、傷病手当金、遺族年金、障害年金などの非課税所得は所得額に含みません。  
 ※ 基準額は令和5年度の目安であり、変わることがあります。

基準額世帯構成モデル

- 2人世帯 (父：34歳、1子：7歳)  
 3人世帯 (父：34歳、母：32歳、1子：7歳)  
 4人世帯 (父：34歳、母：32歳、1子：7歳、2子：4歳)  
 5人世帯 (父：34歳、母：32歳、1子：7歳、2子：4歳、3子：1歳)  
 6人世帯 (祖母：60歳、父：34歳、母：32歳、1子：7歳、2子：3歳、3子：0歳)

## 2. 申請方法 《1世帯で1枚の申請書を提出してください》

**【提出書類】:**「就学援助費受給申請書兼世帯票」に必要事項を記入、署名等を行い、表面の対象となる理由に対応する必要書類を添付してください。

- ※ 別紙の「記入例」と申請書裏面の「記入要領」を参照してください。  
 ※ 添付書類は申請書裏面にのり付けしてください。

**【提出場所】:**学校(さいたま市立の小・中・中等教育学校)または学事課へ提出してください。

- ※ 区役所区民課で行っているのは、申請書の配布のみであり、内容の確認や制度についての説明は行っていません。手続きの方法や必要書類の確認、相談については、学事課や学校にお問合せ下さい。  
 ※ やむを得ない場合は郵送での提出も可能としますが、郵便の不着や遅延等の責任は一切負いません。また、受領書の発行も行いません。なお、郵送で提出した場合、申請日については消印の日とします。  
 ※ やむを得ず、郵送で提出する場合は、申請書と添付書類を別紙の封筒に入れて提出してください。別紙の封筒に入りきらない場合は、ご自身で封筒をご用意ください。  
 ※ 兄弟姉妹が別の学校に通う場合は、どちらの学校(さいたま市立の学校に限る)でも提出できます。

### 【申請期間】

#### ●令和6年4月時点で小・中学校、中等教育学校(前期課程)へ通うお子さまがいる家庭

申請時期 (土・日・祝日・年末年始を除く)	援助対象時期	審査結果郵送時期	新入学用品費支給時期 (対象者のみ)
令和6年2月15日(木)から 令和6年3月15日(金)まで	令和6年4月から	令和6年5月下旬	令和6年5月末日
令和6年3月18日(月)から 令和6年4月30日(火)まで	令和6年4月から	令和6年6月下旬	令和6年7月末日
令和6年5月1日(水)から 随時	申請があった月から	申請があった月の翌月 または翌々月の中旬	支給対象外

- ※ 令和7年2月3日(月)以降に申請する場合は、教育委員会学事課へご相談ください。

#### ●令和6年4月時点で小・中学校、中等教育学校(前期課程)へ通うお子さまがいない家庭で、令和7年4月に小学校に入学予定のお子さまがいる家庭

申請時期 (土・日・祝日を除く)	審査結果郵送時期
令和6年11月1日(金)から 令和6年11月29日(金)まで	令和6年12月中旬 もしくは令和7年1月中旬

- \* 申請書や必要書類に不備がある場合は返却します。書類提出前に不備がないかを必ず確認してください。  
 援助の対象となるのは、再提出があった月からなるため、再提出は速やかにお願いします。

## ○ 同一生計の考え方

住民票上別世帯となっても同居している場合や、二世帯住宅・同じ敷地内の別棟に居住する場合でも、就学援助では同一生計とみなしています。

それぞれの世帯の電気・ガス・水道料金の検針票や領収書のコピー、土地建物の賃貸借契約書のコピーなどの提出があった場合のみ、別生計とみなします。領収書等は申請月前3か月以内の同月のものを提出してください。

また、単身赴任などにより、同じ家には住んでいないが、その世帯の生計を維持している方も同一生計に含みます。

## ○ 家計急変世帯、自然災害・火災その他不慮の災害にあわれた世帯、どうしても必要書類をそろえられない場合

状況を明確にしたうえで、学校・学事課にご相談ください。書類が不要ということではありません。相談のうえどのような書類をご提出できるのかを確認します。

## 就学援助申請手続チェックリスト

下記の書類を揃えて、学校（さいたま市立の小・中・中等教育学校）または学事課へ提出してください。

《提出書類》 I～Ⅲ：必要書類 IV、V：申請理由やご家庭の状況により必要な書類

I 令和6年度就学援助費受給申請書兼世帯票

II 対象となる理由を証明する必要書類

16歳以上のすべての方の分の書類が必要となります。

III 振込先の通帳のコピー等（振込先口座が確認できるもの）

IV 賃貸借契約書のコピー（対象となる理由⑩で申請する場合）

必須ではありませんが、審査で考慮されます。

なお、申請日時点で契約期間内の契約書（更新契約書を含む）のみ有効なものとして取り扱います。

V 電気・ガス・水道料金の検針票や領収書のコピー、土地建物の賃貸借契約書のコピー

二世帯住宅や同じ敷地内の別棟に居住している場合、生計が別であることを証明するために必要です。

## ～提出の前にならざるご確認ください～

チェック欄	確認内容
<input type="checkbox"/>	申請年月日（提出する日付）が記載されていますか。
<input type="checkbox"/>	日中連絡のつく連絡先が記載されていますか。
<input type="checkbox"/>	振込先・口座名義人・口座番号が正しく記載されていますか。 また、通帳のコピーを添付しましたか。 （通帳がない場合は、キャッシュカードやWeb口座画面のスクリーンショットでも可） ※スクリーンショットは、銀行名・支店名・口座番号・口座名義人が確認できるものとなっていますか。
<input type="checkbox"/>	申請理由に応じた必要書類が添付されていますか。 （16歳以上のすべての方の分の書類が必要です）
<input type="checkbox"/>	添付書類に有効期間が記載されている場合、有効期間内のものですか。
<input type="checkbox"/>	申請者（保護者）欄に記載した方以外で同居している方すべてが記入されていますか。 同じ住所にお住まいの方すべてを記入します。 （住民票上別世帯となっても、同じ住所の方を同一生計とみなします） マンション、アパートの場合は、同じ部屋番号の方すべてを記入します。 ※単身赴任などで同じ家には住んでいないが、世帯の生計を維持している方も記入します。
<input type="checkbox"/>	令和6年4月以降の学校名・学年が記入されていますか。
<input type="checkbox"/>	申請者（保護者）欄に記載した方との続柄が記入されていますか。
<input type="checkbox"/>	申請書左下にある同意事項・委任事項を確認のうえ、 <u>申請書右下の保護者氏名欄に署名しましたか。</u>
<input type="checkbox"/>	郵送で提出する場合、封筒に入れましたか。

### 3. 支給内容（支給内容は令和5年度のものであり、変わることがあります）

- (1) 《学用品費等》 次の金額を月割し、1～3の学期末（7、12、3月）に振込みます。  
小学1年生（年額）13,230円      2～6年生（年額）15,500円  
中学1年生（年額）25,040円      2、3年生（年額）27,310円
- (2) 《入学準備金》 11月に認定されている入学予定者を対象として、入学準備金を1月末に振込みます。  
小学校入学予定者 54,060円      小学6年生 63,000円
- (3) 《新入学用品費》 4月から認定されている新入生を対象として、申請した時期により5月末または7月末に次の金額を振込みます。（令和5年度に入学準備金が支給された方を除く）  
小学1年生      54,060円      中学1年生 63,000円
- (4) 《オンライン学習通信費》 次の金額を月割し、1～3の学期末（7、12、3月）に振込みます。  
1世帯あたり（年額）14,000円
- (5) 《修学旅行費》 修学旅行実施時に認定されている参加者を対象として、学校からの報告に基づき、実費相当額を10月、2月、3月のいずれかの月に振込みます。
- (6) 《学校給食費》 実費額を市が負担するため、保護者の方の負担はありません。
- (7) 《医療費》 学校の定期健康診断で特定疾病につき治療の指示が出た場合、医療券を交付します。
- (8) 《学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）発行費》  
学校給食における食物アレルギー対応のため医療機関へ支払った文書料を、3,000円に消費税額を加算した金額を上限として支給します。

- ※ 私立学校に通われるお子さまは（1）～（4）、市立以外の国公立学校に通われるお子さまは（1）～（5）が支給対象です。  
※ さいたま市立小学校が行う「自然の教室」に係る費用は就学援助制度には含まれませんが、対象となるご家庭には別の補助制度があります。詳しくは指導1課にお問い合わせください。（電話：829-1660）

### 4. 認定後の注意事項

- 転居や転校、世帯構成に変更があった場合は、必ず学校の就学援助担当者または学事課へご連絡ください。ご連絡がない場合は、援助ができなくなることもあります。
- 学用品費等の振込予定日と金額については、審査結果とともに通知しており、その都度通知していません。通帳の記帳をするなどして、ご自身で確認してください。
- 就学援助は学校の集金を免除するものではありません。**学校の集金は必ずお支払いください。**何らかの事情でお支払いが出来ない場合は、学校にご相談いただき、今後の支払いについて話し合いを行ってください。
- 申請内容と事実が異なることが判明した場合は、認定を取消し、支給済の援助費をお返しいただくこともあります。

### 5. その他

- お子さまが安心して学校生活を送れるようにするため、学校と連携しながら就学援助を行っています。申請内容はお子さまが通う学校に全て報告していますが、個人情報の管理に細心の注意を払うとともに、プライバシーに十分配慮して取り扱っています。
- 学年費、修学旅行費の積立等については、**各学校が独自の方法で集金しています。**集金内容の確認は、お子さまが通う学校へお問い合わせください。
- 学校給食費については、就学援助が認定となるまではお支払いください。認定となった後、認定期間に相当するお支払い済みの学校給食費を還付します。還付については、健康教育課へお問い合わせください。

#### 問い合わせ先

- ・ 申請・認定 及び 学用品費等・入学準備金・新入学用品費・修学旅行費・オンライン学習通信費について  
： 学 事 課 教育費支援係      電話：829-1647      FAX：829-1990
- ・ 学校給食費について : 健康教育課 学校給食係      電話：829-1591      FAX：829-1990
- ・ 医療費 について : 健康教育課 保健係      電話：829-1678      FAX：829-1990
- ・ 学校生活管理指導表発行費について : 健康教育課 健康教育係      電話：829-1679      FAX：829-1990
- ・ 学校の集金(学年費、修学旅行費の積立等)について : お子さまが通う学校へ